

七尾市買取型復興公営住宅整備事業【（仮称）中島第2団地】

事業者募集要領等に関する質問書への回答

事業者募集要領等に関する質問書について、下記の通り回答します。

番号	区分	頁	事項	内容	回答
1	募集要領	6	外構・附帯施設 コ	「コミュニティセンター熊木分館に隣接する石碑が並ぶ区域は、芝生を張った緑地とすること。」という記載がありますが該当区域の具体的な範囲はどこからどこまででしょうか？	該当区域は（別添資料2）「敷地平面図【（仮称）中島第2団地】」内の赤枠部分に示されている通り、「石碑が並ぶ区域（芝生を張った緑地を整備する区域）」となります。
2	別図	3	敷地平面図	敷地東南角に「防火貯水槽」の記載がありますが、どのような仕様のものがどの範囲まで埋設されているか、防火貯水槽の詳細図等の情報を提供いただくことは可能でしょうか？	防火貯水槽についての詳細情報は、（別添資料3）「熊木公民館グラウンド防災水槽」を参照願います。 但し、設置日が不明であるため、資料内容に関して留意していただくようお願いします。

七尾市買取型復興公営住宅整備事業【（仮称）中島第2団地】

事業者募集要領等に関する質問書への回答

事業者募集要領等に関する質問書について、下記の通り回答します。

番号	区分	頁	事項	内容	回答
3	募集要領	6	外構・附帯施設 ア	新設する位置指定道路について、位置指定申請のみで建物の確認提出許可は可能でしょうか？もし位置指定道路の申請が通常通りの場合、舗装は後で行うかたちで宜しいでしょうか？（先に舗装をしてしまうと後でやり替えが発生してしまう為）	新設する道路に関して、「七尾市中島地区における建築物の制限に関する条例第3条第1項第3号」に基づき対応する必要があります。  （※事業者募集要領「P.6（3）外構・附帯施設」の「ア」について、「道路位置指定を受け」の文言を削除。）
4	募集要領	6	外構・附帯施設 イ	給水加入金は事業者負担となっておりますが、下水に関して、受益者負担金は発生しますか？また発生する場合の負担先はどうなりますか？	下水に関する受益者負担金は発生しません。

